

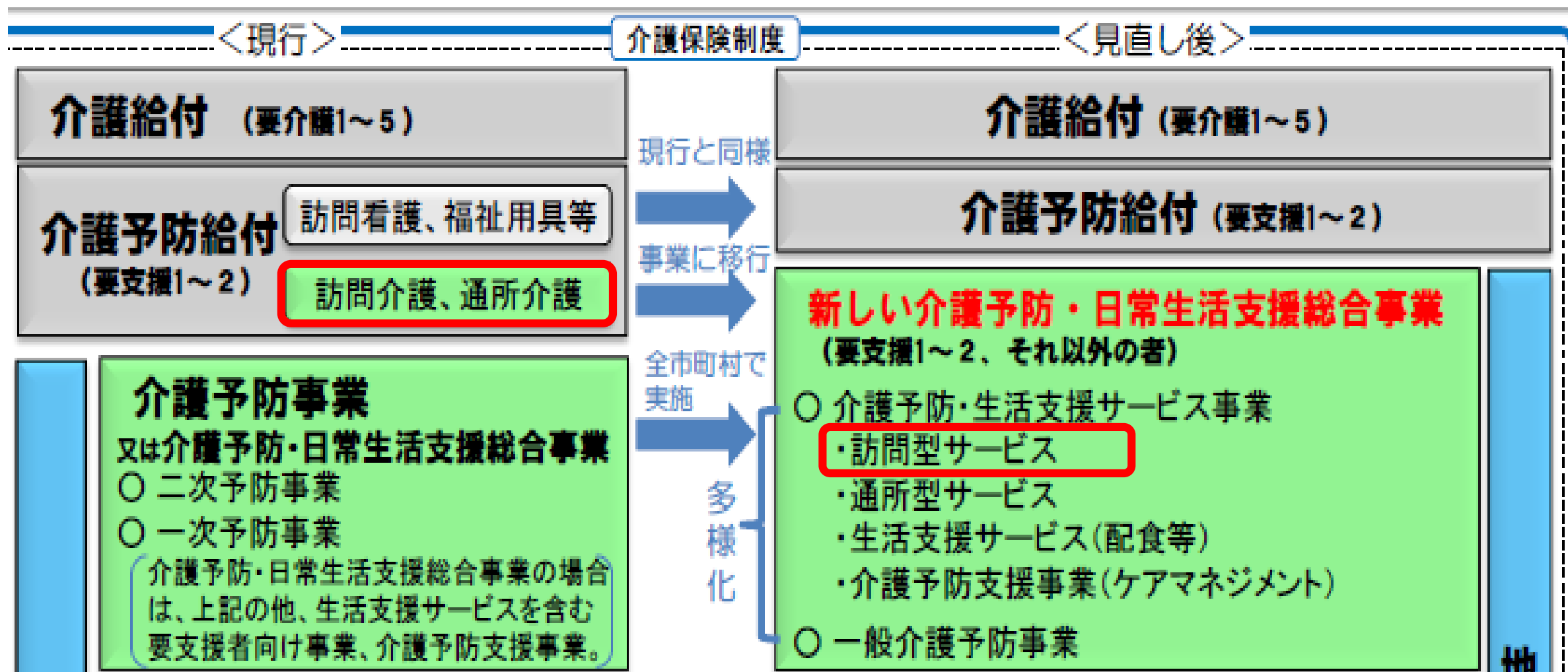
第2回 総合事業説明会

訪問事業所用

平成28年11月10日

高砂市高年介護課

現行と移行後



訪問サービス① ガイドラインより

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス	
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援等	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う
実施方法	<u>事業者指定</u>	<u>事業者指定／委託</u>	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

訪問サービスのメニュー

現行相当サービス

サービス種別	総合事業において実施される現行の介護予防訪問介護相当のサービス
サービス内容	○訪問介護員による身体介護、生活援助
対象者とサービス提供の考え方	○すでにサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要な身体介護や認知症が認められるケース
実施方法	事業者指定
人員基準	①管理者常勤・専従1人以上（兼務可） ②訪問介護員等常勤換算2.5人以上 （介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者） ③サービス提供責任者常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（一部非常勤可）。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上（介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者）
設備基準	（現行の介護予防訪問介護と同様）
運営基準	（現行の介護予防訪問介護と同様）

訪問サービスのメニュー

介護予防訪問型Aサービス（緩和したサービス）

サービス種別	訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
サービス内容	○身体介護（排泄・食事介助、清拭・入浴等）を行わない ○訪問介護員等以外の従事者（市が実施する研修の修了者）によるサービス提供→有資格者は、中重度者へのケア等にシフト
対象者とサービス提供の考え方	○身体介護が不要なケース
実施方法	事業者指定
人員基準	①管理者 専従1人以上（兼務可） ②従事者 必要数 （介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、 <u>市が実施する研修の修了者</u> ） ③サービス提供責任者 必要数（介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者）
設備基準	（現行の介護予防訪問介護と同様）
運営基準	（現行の介護予防訪問介護と同様）

単位数・単価・サービス額

単位: 月につき

対 象	回数	対象者	単位数・単価等
介護予防訪問介護相当 みなし事業所	週1回	事業対象者、 要支援1、要 支援2	A1-1111 1,168単位 サービス額 11,925円 利用者負担 1,193円
	週2回	事業対象者、 要支援1、要 支援2	A1-1211 2,335単位 サービス額 23,840円 利用者負担 2,384円
	週3回	事業対象者、 要支援2	A1-1321 3,704単位 サービス額 37,817円 利用者負担 3,782円

* 1単位10.21円

* 月割日額は従来の考え方

* 1割負担の場合

単位数・単価・サービス額

単位:月につき

対 象	回数	対象者	単位数・単価等
介護予防訪問介護相当 独自事業所	週1回	事業対象者、 要支援1、要 支援2	A2-1111 1,168単位 サービス額 11,925円 利用者負担 1,193円
	週2回	事業対象者、 要支援1、要 支援2	A2-1211 2,335単位 サービス額 23,840円 利用者負担 2,384円
	週3回	事業対象者、 要支援2	A2-1321 3,704単位 サービス額 37,817円 利用者負担 3,782円

* 1単位10.21円

* 月割日額は従来の考え方

* 1割負担の場合

単位数・単価・サービス額

単位：月につき

対 象	回数	対象者	単位数・単価等
介護予防訪問型Aサービス みなし・独自事業所	週1回	事業対象者、要 支援1、要支援2	A3-〇〇 818単位 サービス額 8,351円 利用者負担 836円
	週2回	事業対象者、要 支援1、要支援2	A3-〇〇 1,635単位 サービス額 16,693円 利用者負担 1,670円
	週3回	事業対象者、要 支援2	A3-〇〇 2,593単位 サービス額 26,474円 利用者負担 2,648円

- * 1単位10.21円
- * 月割日額は従来の考え方
- * 1割負担の場合
- * サービスコード項目は国保連と協議

加算

介護予防訪問介護相当

初回加算200単位／月

生活機能向上連携加算100単位／月

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.6%

(Ⅱ)4.8%

(Ⅲ)(Ⅱ)×0.9

(Ⅳ)(Ⅱ)×0.8

介護予防訪問型Aサービス

初回加算200単位／月

生活機能向上連携加算はない。

介護職員処遇改善加算は検討中

減算

介護予防訪問介護相当
従来と同様の減算

介護予防訪問型Aサービス
減算はない

限度額管理

- 要支援1、事業対象者 月額50,030円
- 要支援2 月額104,730円

現在のサービスを継承するもの

- 高額介護サービス費相当事業(←介護予防給付)
- 高額医療合算介護予防サービス費相当事業(←介護予防給付)

移行後の介護予防ケアマネジメント

- 総合事業のサービスの提供に向け地域包括支援センターが実施。
- 要件を緩和したサービスを設け、費用額の抑制、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への再委託の促進を図る。

ケアマネジメントA	介護予防支援と同等のサービス。要件・単価も同等	相当サービス 訪問型Aサービス 訪問型Cサービス
ケアマネジメントB	サービス担当者会議を緩和した類型を想定	訪問型Bサービス
ケアマネジメントC	初回のみケアマネジメント	一般介護予防

移行時期と方法

- 高砂市の総合事業への移行時期は平成29年4月1日～
- 平成29年4月1日以降、認定更新に合わせ介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、それぞれ訪問型サービス及び通所型サービスに移行。全ての要支援者が移行するのは平成30年3月31日
- ただし、初回の利用者は要支援申請が必要。
- 平成29年4月1日以降の利用は、利用者との契約変更が必要
- ケアマネ向け説明会を実施（地域包括支援センター）

要綱制定と住民説明

- 平成28年12月要綱のパブリックコメント実施を予定
- 市民向けチラシ・広報（平成29年2月）を作成・実施を予定
- 平成29年2月に行政地区単位で、実施を予定

事業所指定 みなし指定の事業所

平成27.3.31以前の指定介護予防訪問介護事業所

- 医療介護総合確保推進法附則第13条により指定事業者の指定を受けたものとみなされた者 平成30年3月31日まで
- 平成29年度中に更新指定申請手続きが必要 指定期間 6年間
- 指定を受けたものとみなされた者の不要とする旨の申出 平成28年12月31日(訂正:12月28日)まで
- サービス事業の供給量を超過する場合など指定事業者の指定をしない場合がある

事業所指定

H27、4以降指定の事業所の扱い

- 医療介護総合確保推進法附則第13条により指定事業者の指定を受けたものとみなされた者以外の指定事業者の指定 平成29年4月1日以降指定を受ける者 6年間
- 事前受付を平成28年12月1日 (訂正:平成29年1月4日) 以降受付

ただし、指定は、平成29年4月1日

指定基準

現行相当・Aサービスの一体的指定

- 事業所指定は、現行相当サービス・介護予防訪問型Aサービスの一体的指定
- 現行相当サービスのみの指定、介護予防訪問型Aサービスのみの指定はない

事業所指定 人員基準

- 訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。）
- 介護予防訪問型Aサービス従事者に市の指定する高砂市認定家事援助ヘルパー養成研修を修了した者を加える。
- サービス提供責任者その他基準は、旧基準による。

事業所指定 設備・運営基準等

- 設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び基準該当介護予防サービスに関する基準は、旧指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、旧基準による。

事業所コード

- 指定等を受けた事業所又は施設は、介護給付費請求のために当該事業所等を識別するための番号（介護保険事業所番号）が設定される。このとき、同一法人が同一所在地において複数の事業所としての指定を受ける場合には、特例として同一番号を使用できる。

移行期間中の事業所指定

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	訪問介護	指定訪問介護事業所の指定	兵庫県
予防給付	介護予防訪問介護	指定介護予防訪問介護の指定	兵庫県
総合事業	訪問型サービス	総合事業の訪問型サービス事業所の指定	高砂市

利用者との契約と重要事項説明

○総合事業によるサービス提供にあたっては、**利用者との契約が必要**となる。

※現在の介護予防訪問介護の提供に係る契約は「介護予防訪問介護の提供」に関する事項だから、総合事業には適用されない。

○事業所における総合事業移行に係る準備事項であるので、遺漏のない対応をお願いします。

○重要事項説明も同様の対応が必要

家事援助ヘルパーの養成

- 高砂市は、訪問型Aサービス対応の高砂市認定家事援助ヘルパーの養成研修を平成28年11月18・25日に実施
- 兵庫県からは、介護予防・日常生活支援総合事業における緩和した基準によるサービスの担い手養成研修標準カリキュラムが提示

一般介護予防事業

・介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

・介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

・地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

・一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

・(新)地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の普及を図る。

対象者：事業対象者要支援者だけでなくその他高齢者も参加

通所・訪問事業所等にリハ職を派遣し、職員への指導を実施